

2026 年 7 月 17 日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 兼 グループ CEO 小野 有理
執行役員調達本部長 兼 ダイヤモンド電機（株）代表取締役 遠藤 伸

公正取引委員会からの勧告について

本日、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社（以下、当社）の当社グループ会社であるダイヤモンド電機株式会社（以下、ダイヤモンド電機）は、公正取引委員会より、改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告（以下、本勧告）を受けました。

当社およびダイヤモンド電機は、昨年の当該事案発覚後初動での社長報告を怠ったものの其後は即時対応し、対象となる御仕入先様への直接の謝罪並びに補償を最優先し、信頼関係回復に努めて参りましたが、ステークホルダーの皆様には、御心配、御迷惑をおかけしておりますこと衷心より御詫び申し上げます。

1. 勧告の概要について

ダイヤモンド電機は、下請法の適用対象となる御仕入先様に当社製品の一部部品等の製造を委託しており、その製造には金型の使用が必要になります。

本勧告は、ダイヤモンド電機が、当該金型を用いて製造する部品等の一部に、発注を長期間行っていないものがあるにもかかわらず、御仕入先様に当該金型を無償で保管させていた行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。本勧告では、2024 年 8 月以降の対象行為について指摘されており、関係する御仕入先様は 23 社、対象金型は 650 個です。

2. 本勧告への対応

そもそも当社グループの【人々の再生物語】で有る、過去に例無く他に類見ぬ上場企業二社同時再生+1 に於いて、世の為人の為を謳う経営理念のもと、下請法（改正後の「中小受託取引適正化法」）違反や労基法違反は最も恥ずべきことである、左様な新たな理念、文化のもとで傍楽仲間達みんなで企業再生に取り組んで参りました。その理念、文化に反する当該行為は許されざるものであります。よって、先述の通り御仕入先様への直接の謝罪、補償を即時開始することで、御仕入先様方々との信頼関係回復を図って参りました。無論、調達本部長への処罰は避けるべきでは有りませんでした。有り難くも多くの企業様に於かれましては、斯様姿勢に対しても御理解を賜っております。

当社およびダイヤモンド電機は、本勧告を何よりも真摯に厳粛に拝受し、爾後の取引に於いて同様の恥ずべき問題が二度と発生することのないよう、本勧告に於いて求められた措置を速やかに実行してきたと同様に、御仕入先様との透明で公正な取引の更なる強化と、グローバルサプライチェーンに於ける信頼関係保全、その向上に傍楽仲間達一同連戦猛進して参ります。

■本リリースに関するお問い合わせ先

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
社長室 広報戦略推進部長（DZAM 副本部長） 浦 一彦 050-3146-8357